

県の気候変動適応への取組

第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画(H26.3策定)

県として初めて適応策について明記し、以下の取組を推進

- 適応策に関連する施策の体系化(H26)
 - ◆関係部局の協力を得て、既存施策を網羅的に点検し、関連施策を体系化

- 「地球温暖化による影響への適応に関する検討会」の設置(H26)
 - ◆「環境適合型社会形成推進会議地球温暖化対策部会」として位置づけ
 - ◆県庁内の関係課室と気候変動の影響把握や適応策の必要性を情報共有

適応策に関する情報の発信

- ホームページ(H P)の作成(H26)
 - ◆体系化した既存施策一覧表をわかりやすく整理し、H Pに掲載
- パンフレットの作成(H27)
 - ◆気候変動の現状や影響と将来予測を解説したパンフレットを作成
 - ◆フォーラムや環境イベント等で配布。H Pにも掲載し、広く情報発信
- 県民フォーラムの開催(H28～)
 - ◆専門家を招聘し、気候変動影響や適応策の必要性等をわかりやすく解説

兵庫県地球温暖化対策推進計画(H29.3)

推進計画に盛り込む形で「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」を策定

- 「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」の策定(H29.3)
 - ◆県内地域の特性を踏まえた県独自の「適応策」を進めるため、当面の間、取り組むべき施策の方向性を示す
 - ◆3つの基本的方向性「知る」「伝える」「対処する」に基づき、各分野の温暖化の影響に適応できるよう施策展開を図る

地域気候変動適応計画策定に向けて

各分野ごとの気候変動影響の把握に努めるとともに、適応策基本方針を改定し、地域特性に応じた地域気候変動適応計画の策定を目指す

- 県内の気候変動実態・影響の把握(H29～)
 - ◆県内9地域で温暖化影響を把握するためのワークショップを開催し、住民から地域の気候変動影響の情報を収集
 - ◆温暖化影響の情報を収集するH Pを開設

- 「地域気候変動適応計画の策定(2020.3予定)
 - ◆適応策基本方針を見直し、気候変動適応法に基づく計画として策定
 - ◆国の「気候変動適応計画」を勘案し、①あらゆる施策に気候変動適応の観点を組み込む、②最新の科学的知見を踏まえる、③地域の特性に対応する、④気候変動適応への県民の理解を促進する等の視点を計画に盛り込む

H26年度～

H28年度～

H29年度～